

## 第2章 基本理念

### ・ 基本的人権の尊重

日本国憲法はすべての人が個人として尊重されること、法のもとで平等であることをうたい、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であることを保障しています。「男女共同参画社会」は、性別にまつわるあらゆる偏見、差別、不平等、暴力等を完全に撤廃することが大前提であることから、この基本的人権の尊重は最も根幹を成す理念です。

しかし憲法公布から60年以上を経た今日でも、性別にもとづく身体的、精神的、経済的、社会的な暴力や差別などがあとを絶ちません。

宜野湾市は、この生命の保護と人権の尊重という至極当然な権利を土台としてすべての市民の様々な立場に立ち、この理念をさらに徹底します。

### ・ 男女共同参画社会の実現

今日、私たちのライフスタイルや価値観はますます多様化が進み、その多彩な個性が尊重され、様々な場面での女性の社会進出が見られるようになってきました。

しかし、いまだに男女の社会参画機会は完全に対等な状況とは言えず、現実的な受け皿となる社会の条件整備や市民個々人の意識変革など、課題はまだ山積しています。

宜野湾市は、男女があらゆる分野で対等に物事を取り決め、各々の個性や生き方が尊重され、反映されるまちをつくります。

### ・ 女性のエンパワーメント

「男女共同参画社会」の実現に向けて、市民個々人の意識や社会の仕組みを変えていくことは容易ではありません。しかし、女性自らがエンパワーメントすること（力を向上すること）は、必然的に女性の社会的、経済的、政治的、文化的な地位や評価を高めていくことになり、個々の意識や社会全体の仕組みを変えていく近道になるのではないのでしょうか。

宜野湾市は、この計画が実効性あるものとして位置づけられるように、女性のエンパワーメントのための機会をさらに制度化・充実化し、また偏りなく広く提供し、真なる男女平等社会をつくります。

## ・ 平和な社会づくりへの貢献

「男女共同参画社会」は、差別や暴力のない人と人との平和で豊かな共生社会づくりをひとつの目標としています。しかし、その平和な共生社会を脅かす暴力、紛争、そして戦争が国内外であとを絶ちません。

沖縄県は、昭和 20(1945)年に国内唯一の地上戦を経験し、宜野湾市も多くの住民の生命を失い、社会的、文化的に多大な犠牲を被りました。そして終戦後、27 年間米国の統治下にあり今もなお、米軍基地の脅威と隣り合わせの生活を余儀なくされています。この戦争と軍事基地の脅威という歴史的経験は、宜野湾市が平和な社会づくりを訴え続け、それに貢献していく責務をもった地域として位置づけることができます。

その平和で豊かな共生社会づくりが有名無実とならないように、宜野湾市は国内外の平和な社会構築への貢献はもとより、足もとの家庭、地域、職場、学校などにおける平和と共生を大前提としながら国際的視点にたち、かつ地域性を生かした計画を実行します。